

事業計画策定ガイドライン改正案 新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

○事業計画策定ガイドライン (太陽光発電)

改正案	現 行
<p>第2章 適切な事業実施のために必要な措置</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 設計・施工</p> <p>1.・2. [略]</p> <p>3. 施工</p> <p>[略]</p> <p>⑥について、⑤と同様に、電気事業法（及び建築基準法）における技術基準適合義務が、太陽光発電事業者に課せられている。太陽光発電設備の完工後、設計・施工が技術基準に適合していることを証するためには、完成図書として、支持架台の構造図や強度計算書などの設計図書や基礎の埋設状況などの施工記録、完成した設備の竣工試験データ等の書類一式が必要である。加えて、電気事業法では、立入検査への対応や報告徴収に対する資料提出も義務として求められており、こうした義務へ対応するためには、完成図書の提出等が求められる。<u>さらに、必要な設備の更新等を行いながら長期安定的に事業を継続する観点からも、完成図書を管理・保管しておくことが重要となる。</u>このため、完成図書を作成して、事業終了時まで適切に管理・保管し、必要に応じて参照できるようにしておくことが必要である。なお、自ら設計・施工を行わない場合は、設計・施工事業者に対して、完成図書の作成を依頼することが適切である。<u>また、長期安定的に事業を継続するためには、こうした完成図書に限らず、事業に関連する</u></p>	<p>第2章 適切な事業実施のために必要な措置</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 設計・施工</p> <p>1.・2. [略]</p> <p>3. 施工</p> <p>[略]</p> <p>⑥について、⑤と同様に、電気事業法（及び建築基準法）における技術基準適合義務が、太陽光発電事業者に課せられている。太陽光発電設備の完工後、設計・施工が技術基準に適合していることを証するためには、完成図書として、支持架台の構造図や強度計算書などの設計図書や基礎の埋設状況などの施工記録、完成した設備の竣工試験データ等の書類一式が必要である。加えて、電気事業法では、立入検査への対応や報告徴収に対する資料提出も義務として求められており、こうした義務へ対応するためには、完成図書の提出等が求められる。このため、完成図書を作成して、事業終了時まで適切に管理・保管し、必要に応じて参照できるようにしておくことが必要である。なお、自ら設計・施工を行わない場合は、設計・施工事業者に対して、完成図書の作成を依頼することが適切である。</p>

必要書類を適切に管理・保管し、必要に応じて参照できるようにしておくことが望ましい。

### 第3節 運用・管理

1. [略]
2. 通常運転時に求められる取組  
(1) 安全の確保に関する取組

- ① [略]
- ② 保守点検及び維持管理計画に則って、保守点検及び維持管理を実施すること。これらの実施状況や実施した保守点検の結果について、定期的に報告すること。[再エネ特措法施行規則第5条1項第3号、第7号]
- ③～⑤ [略]

#### 【解説】

[略]

②について、全ての太陽光発電事業者は、電技省令及び太技省令に定める技術基準に適合する必要がある。公共の安全の確保及び環境の保全を図るために、電気設備の保安を行う必要がある。出力50kW以上の自家用電気工作物の発電設備については、発電設備の維持・運用段階において、設置者が電気保安に対する十分な知識を有することが前提とされ、電気主任技術者の選任、保安規程の作成・遵守、技術基準の遵守及び自主検査等により自主保安体制を確保する義務が課せられている。出力10kW以上50kW未満の小規模事業用電気工作物の発電設備については、基礎情報の届出、

### 第3節 運用・管理

1. [略]
2. 通常運転時に求められる取組  
(1) 安全の確保に関する取組

- ① [略]
- ② 保守点検及び維持管理計画に則って、保守点検及び維持管理を実施すること。[再エネ特措法施行規則第5条1項第3号]
- ③～⑤ [略]

#### 【解説】

[略]

②について、全ての太陽光発電事業者は、電技省令及び太技省令に定める技術基準に適合する必要がある。公共の安全の確保及び環境の保全を図るために、電気設備の保安を行う必要がある。出力50kW以上の自家用電気工作物の発電設備については、発電設備の維持・運用段階において、設置者が電気保安に対する十分な知識を有することが前提とされ、電気主任技術者の選任、保安規程の作成・遵守、技術基準の遵守及び自主検査等により自主保安体制を確保する義務が課せられている。出力10kW以上50kW未満の小規模事業用電気工作物の発電設備については、基礎情報の届出、

技術基準の遵守及び使用前自己確認による技術基準適合状況の事前確認が求められる。加えて、適切な保守点検及び維持管理を行うことは、長期安定的に事業を継続する観点からも重要である。これらを踏まえ、保守点検及び維持管理の実施状況や実施した保守点検の結果等について、定期報告（運転費用報告）で定期的に報告することが求められる。

[略]

(2) 発電性能の維持に関する取組

- ① 保守点検及び維持管理計画に則って、保守点検及び維持管理を実施すること。これらの実施状況や実施した保守点検の結果について、定期的に報告すること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第3号、第7号〕

②～⑥ [略]

【解説】

[略]

(3) [略]

3.・4. [略]

5. 調達期間/交付期間終了後の事業継続

- ① 再エネ特措法に基づく調達期間/交付期間終了後も、適宜設備を更新することで、事業を継続するように努めること。
- ② 調達期間/交付期間終了後の事業継続のあり方について、具体的な計画を立案し、当該計画の概要について報告すること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第3号、第7号〕

技術基準の遵守及び使用前自己確認による技術基準適合状況の事前確認が求められる。

[略]

(2) 発電性能の維持に関する取組

- ① 保守点検及び維持管理計画に則って、保守点検及び維持管理を実施すること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第3号〕

②～⑥ [略]

【解説】

[略]

(3) [略]

3.・4. [略]

5. 設備の更新

- 再エネ特措法に基づく調達期間/交付期間終了後も、適宜設備を更新することで、事業を継続するように努めること。

[新設]

### 【解説】

①②について、再エネ特措法に基づく特別な措置により、国民負担をもって導入された太陽光発電設備については再エネ特措法に基づく調達期間/交付期間終了後も継続的な事業の実施が期待されている。当該発電設備が適切に運転されれば、調達期間/交付期間終了後も、導入した設備を活用して引き続き発電することができると想定されるため、当該発電設備により可能な限り発電を継続することが望ましい。また、当該発電設備による発電を終了した後においても、系統接続等の初期コストをかけずに低コストで太陽光発電事業を実施することが想定され、必要な設備の更新により太陽光発電事業を継続することが求められる。加えて、事業継続のあり方として、再エネ特措法施行規則に基づき長期安定適格太陽光発電事業者の認定を受けた者など、特に長期的かつ安定的な事業継続が見込まれる者に対し、事業を集約することも考えられる。事業を集約する際は、支持架台の構造図や強度計算書など、事業に関連する必要書類を、買い手に対し適切に引き継ぐことが必要となる。

②について、こうした事業継続に向けては、調達期間/交付期間の終了前から、事業継続のあり方について具体的な計画を立案しておくことが重要である。こうした点を踏まえ、当該計画の概要について定期報告（運転費用報告）で報告することが求められる。

#### 第4節 地域活用に関する事項

[略]

- ① 当該再エネ発電設備の設置場所を含む一の需要場所において、発電電力量の少なくとも30%の自家消費を行うこと。又は、発電電力量の少なくとも30%について、電気事業法に基づく特定供給を行

### 【解説】

再エネ特措法に基づく特別な措置により、国民負担をもって導入された太陽光発電設備については再エネ特措法に基づく調達期間/交付期間終了後も継続的な事業の実施が期待されている。当該発電設備が適切に運転されれば、調達期間/交付期間終了後も、導入した設備を活用して引き続き発電することができると想定されるため、当該発電設備により可能な限り発電を継続することが望ましい。また、当該発電設備による発電を終了した後においても、系統接続等の初期コストをかけずに低コストで太陽光発電事業を実施することが想定され、必要な設備の更新により太陽光発電事業を継続することが求められる。

#### 第4節 地域活用に関する事項

[略]

- ① 当該再エネ発電設備の設置場所を含む一の需要場所において、発電電力量の少なくとも30%の自家消費を行うこと。又は、発電電力量の少なくとも30%について、電気事業法に基づく特定供給を行

うこと。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第9号の2、第5条第2項第5号の2イ〕

② 災害時に活用するための最低限の設備を求めるものとして、災害時のブラックスタートが可能であることを前提とした上で、給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントの災害時の利活用が可能であること。〔再エネ特措法施行規則第5条第2項第5号の2ロ〕

③ 当該再エネ発電設備の災害時の活用に関して、市町村から次のような協力の依頼があった場合には、それに応じるよう努めること。

・市町村との防災協定等の締結

・発災を想定した訓練、ミーティング等の実施

【解説】

[略]

うこと。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第9号の2、第5条第2項第5号の2イ〕

② 災害時に活用するための最低限の設備を求めるものとして、災害時のブラックスタートが可能であることを前提とした上で、給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントの災害時の利活用が可能であること。〔再エネ特措法施行規則第5条第2項第5号の2ロ〕

【解説】

[略]

○事業計画策定ガイドライン（風力発電）

改正案	現行
<p>付録</p> <p>1. 主な関係法令リスト</p> <p>[略]</p> <p>※ <u>「風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律（令和6年法律第39号）」に基づき、電波障害防止区域においては、工事着手前までに、設備位置や風車高等について、防衛大臣への届出が義務付けられている。また、届出に対しては、防衛大臣が自衛隊等の使用する電波への障害の有無を設置者に通知し、障害がある場合、通知を受けた日から最長2年間、工事の着手が禁止されることとなる。同法の実効性を確保し、風力発電の導入促進と自衛隊等の活動との調和を図る観点から、以下のURLを参照し、風力発電設備を設置する候補地選定の早い段階で防衛省へ事前相談すること。また、同法の規定が遵守されていないことが確認された場合は、認定取消し等の厳格な措置を講じることとする。</u></p> <p>○防衛省  <a href="https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/windpower/index.html">https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/windpower/index.html</a>                      [削る]</p> <p>[略]</p> <p>2. [略]</p>	<p>付録</p> <p>1. 主な関係法令リスト</p> <p>[略]</p> <p>※ <u>防衛省・自衛隊等のレーダー又は航空機の運用等への影響については、以下のURLを参照し、風力発電設備を設置する候補地選定の早い段階で防衛省へ事前相談すること。</u></p> <p>○防衛省  <a href="https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/windpower/index.html">https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/windpower/index.html</a>  <u>○青森県において防衛省・自衛隊又は在日米軍の各種活動に影響を及ぼす可能性がある区域</u>  <a href="https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/windpower/pdf/affect_aomori.pdf">https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/windpower/pdf/affect_aomori.pdf</a></p> <p>[略]</p> <p>2. [略]</p>

○事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）

改正案	現行
<p>第2章 適切な事業実施のために必要な措置</p> <p>第1節 企画立案</p> <p>1.・2. [略]</p> <p>3. 燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① [略]</p> <p>② [略]</p> <p>③ 輸入木質バイオマスに係る燃料調達及び使用計画の策定に当たっては、以下の事項を遵守すること。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）に基づく合法性確認木材等である燃料を調達・使用すること。また、事業実施期間にわたり当該燃料が合法性確認木材等であることを示す書類を保存するとともに、経済産業大臣の求めに応じて、提出できる状態としておくこと。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第11号ハ(1)、第14号〕</u></p> <p>④～⑧ [略]</p> </div> <p>【解説】</p> <p>[略]</p>	<p>第2章 適切な事業実施のために必要な措置</p> <p>第1節 企画立案</p> <p>1.・2. [略]</p> <p>3. 燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① [略]</p> <p>② [略]</p> <p>③ 輸入木質バイオマスに係る燃料調達及び使用計画の策定に当たっては、以下の事項を遵守すること。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>④～⑧ [略]</p> </div> <p>【解説】</p> <p>[略]</p>

③(4)について、ライフサイクル GHG の確認できることを証明すること。現時点において FIT/FIP 制度における輸入木質バイオマスのライフサイクル GHG を確認できると認められる第三者認証は以下のとおり。なお、持続可能性（合法性）の証明方法は、林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に適合することとする。

- ・ [SBP Instruction Document Japan \(Sustainable Biomass Program\)](#)
- ・ [GGL Documents for supplying to the Japanese market \(Green Gold Label\)](#)

③(5)について、再生可能エネルギー発電事業者が、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則（平成 29 年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 1 号）第 1 条第 1 号に規定する第一種木材関連事業として直接国外から燃料調達を行う場合は、自ら調達する燃料がクリーンウッド法に基づく合法性確認木材等であることを確認することとする。また、再生可能エネルギー発電事業者が、同条第 2 号に規定する第二種木材関連事業（以下「第二種木材関連事業」という。）として国内の燃料調達事業者を経由して燃料調達を行う場合は、納入される燃料がクリーンウッド法に基づく合法性確認木材等であることを確認することとする。

再生可能エネルギー発電事業者が、第二種木材関連事業として複数の国内事業者を経由して燃料調達を行う場合は、当該燃料が合法性確認木材等であることを示す書類の保存等は努力義務とする。

[略]

④(3)について、持続可能性（合法性）が証明された燃料を用いることを証明すること。現時点において FIT/FIP 制度における農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの持続可能性（合法性）を担保することができることと認められる第三者認証は以下のとおり。

③(4)について、ライフサイクル GHG の確認できることを証明すること。現時点において FIT/FIP 制度における輸入木質バイオマスのライフサイクル GHG を確認できると認められる第三者認証は以下のとおり。なお、持続可能性（合法性）の証明方法は、林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に適合することとする。

- ・ [SBP \(Sustainable Biomass Program\)](#)
- ・ [GGL \(Green Gold Label\)](#)

[略]

④(3)について、持続可能性（合法性）が証明された燃料を用いることを証明すること。現時点において FIT/FIP 制度における農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの持続可能性（合法性）を担保することができることと認められる第三者認証は以下のとおり。

・ RSPO (Roundtable on Sustainable Palm Oil)

・ RSB Japan FIT (Roundtable on Sustainable Biomaterials)

・ GGL Documents for supplying to the Japanese market (Green Gold Label)

・ ISCC Japan FIT (International Sustainability and Carbon Certification)

・ MSPO (Malaysian Sustainable Palm Oil) Part4-1、4-2、4-3

・ PKS 認証制度 (一般社団法人農産資源認証協議会)

[略]

④(4)について、ライフサイクル GHG の確認できることを証明すること。現時点において FIT/FIP 制度における農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのライフサイクル GHG を確認できると認められる第三者認証は以下のとおり。

・ RSB Japan FIT (Roundtable on Sustainable Biomaterials)

・ GGL Documents for supplying to the Japanese market (Green Gold Label)

・ ISCC Japan FIT (International Sustainability and Carbon Certification)

・ MSPO (Malaysian Sustainable Palm Oil) Part4-1、4-2、4-3

・ PKS 認証制度 (一般社団法人農産資源認証協議会)

第2節 [略]

・ RSPO (Roundtable on Sustainable Palm Oil) (2013年版又は2018年版)

・ RSB (Roundtable on Sustainable Biomaterials)、GGL (Green Gold Label)

・ ISCC Japan FIT (International Sustainability and Carbon Certification)

・ MSPO (Malaysian Sustainable Palm Oil) Part4-1、4-2、4-3

・ PKS 認証制度 (一般社団法人農産資源認証協議会)

[略]

④(4)について、ライフサイクル GHG の確認できることを証明すること。現時点において FIT/FIP 制度における農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのライフサイクル GHG を確認できると認められる第三者認証は以下のとおり。

・ RSB (Roundtable on Sustainable Biomaterials)

・ GGL (Green Gold Label)

・ ISCC Japan FIT (International Sustainability and Carbon Certification)

・ MSPO (Malaysian Sustainable Palm Oil) Part4

第2節 [略]

### 第3節 運用・管理

1. ～4. [略]

#### 5. 設備の更新

- 再エネ特措法に基づく調達期間/交付期間終了後も、適宜設備を更新するとともに、バイオマス燃料を安定的に調達することで、バイオマス発電事業を継続するように努めること。

#### 【解説】

再エネ特措法に基づく特別な措置により、国民負担をもって導入されたバイオマス発電設備については再エネ特措法に基づく調達期間/交付期間終了後も継続的な事業の実施が期待されている。当該発電設備が適切に運転されれば、調達期間/交付期間終了後も、導入した設備を活用して引き続き発電することができると想定されるため、当該発電設備により可能な限り発電を継続することが望ましい。また、当該発電設備による発電を終了した後においても、系統接続等の初期コストをかけずに低コストでバイオマス発電事業を実施することが可能であると想定されるため、必要な設備の更新及びバイオマス燃料の安定調達によりバイオマス発電事業を継続することが求められる。

なお、調達期間/交付期間終了後も、定期報告（運転費用報告）等を通じて、継続的にバイオマス比率の状況を報告すること（その際、調達期間/交付期間終了後に認定に係る全体のバイオマス比率を一定以上減少させた場合や0%とした場合には、指導等の対象となる。指導を行ったときは、その旨が公表されることとなる。）。

### 第3節 運用・管理

1. ～4. [略]

#### 5. 設備の更新

- 再エネ特措法に基づく調達期間/交付期間終了後も、適宜設備を更新するとともに、バイオマス燃料を安定的に調達することで、バイオマス発電事業を継続するように努めること。

#### 【解説】

再エネ特措法に基づく特別な措置により、国民負担をもって導入されたバイオマス発電設備については再エネ特措法に基づく調達期間/交付期間終了後も継続的な事業の実施が期待されている。当該発電設備が適切に運転されれば、調達期間/交付期間終了後も、導入した設備を活用して引き続き発電することができると想定されるため、当該発電設備により可能な限り発電を継続することが望ましい。また、当該発電設備による発電を終了した後においても、系統接続等の初期コストをかけずに低コストでバイオマス発電事業を実施することが可能であると想定されるため、必要な設備の更新及びバイオマス燃料の安定調達によりバイオマス発電事業を継続することが求められる。

※ この他、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）及び関係する経済産業大臣告示における規定等との整合化、表現の適正化等の所要の規定の整備を行う。